



た演説「図書の蒐集の必要を論ず」にも見られるし、また総長自身所蔵図書  
の一切をあげて京都大学に寄付した行為によっても知りうる。

ところで明治34年4月30日発行の「東壁」第1号は会報欄において次のよ  
うに伝えている。

#### 関西文庫協会々報摘要

本会は明治三十三年一月五日文学士島文次郎、秋間玖磨、笹岡民次郎諸氏の発起に  
係り、凡そ図書館の管理法及図書に関する諸般の事項を研究するを目的とし、京都近府  
県に於ける図書に篤志の士及各文庫に従事する者の賛同を得て、同年二月四日其発会  
式を京都帝国大学附属図書館閲覧室に於て執行せり。此日参会せられたる者44名なり。  
島文学士は発起者を代表して先づ開会の趣旨より次で欧米図書館の沿革其発達を述べ、  
図書取扱の方法、目録編纂の方法、図書整頓及保存の方法、図書の蒐集及選択の方法、  
委託図書保管の方法、新聞雑誌取扱及保存方法、図書館建築の要件等に就て其概略を  
挙げ、此の如く図書館管理法は極めて複雑なるを以て、図書館利用の完全を図るは至  
難の業務にして到底個人の予想に及ばざるもの多々あるに依り、茲に本協会を設立し  
是等諸般の事項を相共に研究し、図書館の発達を企図するは目下最大の急務なるべし  
との意を陳べられたり。次に本会々則案の議事に移り、当日列席中の文学士前川亀次  
郎氏(第三高等学校教授)を座長に推選して逐条討議したり。乃ち可決の全文左の如し

#### 関西文庫協会々則

##### 第1章 名 称

第1条 本会ヲ名ケテ関西文庫協会ト称ス

##### 第2章 目 的

第2条 本会ハ文庫ノ事務ニ従事スル者及図書ニ篤志ノ輩相集リ知識ヲ交換シ文庫  
ノ管理法及図書ニ関スル諸般ノ事項ヲ講究シ文庫ノ利用発達ヲ企図スルモノトス

##### 第3章 方法 機 関

第3条 第2章ノ目的ヲ達センカ為メ本会ハ演説談話討論ヲナン又雑誌ヲ発刊スヘ  
シ

第4条 雑誌ニハ図書館学「ビブリオテックス・ウィセンシヤフト」ニ関スル論説  
記事及本会報告ヲ掲載シ之ヲ会員ニ頒チ之レヲ世ニ公ニス

第5条 本会々員ニ非ラスト雖文庫管理ノ方法其他図書ニ関スル意見ヲ有スルモノ  
ハ客員トシテ演説ヲ請ヒ或ハ其寄稿ヲ本会雑誌ニ登録スルコトアルヘシ

##### 第4章 会 員

第6条 凡ソ図書取扱ニ従事スル者及図書ニ篤志ノ輩ハ何人ヲ問ハス本会々員タル

コトヲ得

第7条 本会ニ於テ入会ヲ許諾シタルトキハ會員証ヲ交付スベシ

第8条 會員ハ会費トシテ毎年金老円貳拾銭ヲ納ムヘシ但一時ニ完納スルモ妨ゲナシ

第9条 世ノ學術家名望家ニシテ本会ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請フテ本会名譽會員ト為スコアルヘシ但出席會員4分3以上ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

#### 第5章 集 会

第10条 集会ハ毎年3月6月9月12月ノ第1日曜日ニ於テ之レヲ開キ演說談話討論等ノ方法ニ依リ本会ノ目的ニ関スル事項ヲ講究スルモノトス

第11条 會員10名以上ノ請求アルトキハ臨時集会ヲ開クコトヲ得臨時集会ハ其目的外ニ渉ルコトヲ得ス但開会前其事項并会場及日時等ヲ會員ニ通知スヘシ

#### 第6章 職 員

第12条 本会ハ幹事2名ヲ置キ本会一切ノ事ヲ執行セシム其任期ハ1ケ年トシ毎年3月ノ集会ニ於テ其改選ヲ行フ但再選スルモ妨ゲナシ

第13条 幹事ハ常務ノ外毎年3月ノ集会ニ於テ事務ノ成績及會計決算ノ報告ヲナシ後任者ニ事務ノ引継キヲナスヘシ

第14条 文庫管理ノ方按其他ノ事項ニ付テ特ニ調査ヲ要スルトキハ本会ハ會員中ヨリ臨時委員ヲ設ケ其調査ヲ委托スルコトアルヘシ

第15条 幹事ハ相当ノ報酬ヲ以テ書記1名ヲ使用スルコトヲ得

#### 第7章 事務取扱

第16条 毎集会ニ於テ幹事ノ内1名ヲ以テ議長トナス

第17条 幹事委員及名譽會員ノ選挙ハ皆記名投票ノ法ヲ以テ之ヲ行フ

#### 第8章 細 則

第18条 幹事ハ本会則ヲ執行スルニ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

#### 第9章 修 正

第19条 本会則ノ修正ハ出席會員4分3以上ノ同意アルヲ要ス但修正ノ個条ハ1ケ月前ニ於テ各會員ニ通知スヘシ

以上の如く会則の決定とともに、事務所を当分の間京都帝国大学附属図書館内に置くこととしたのち、幹事の選挙に移り、発起人である島文次郎および秋間政磨が次の改選期までを仮に担当することに決め、参会の各員は随意に書庫ならびに図書館用器具を観覧して散会した。

このようにして関西文庫協会は誕生を見たのであるが、その中でも特に注意を引くことは、会則の第3条に「…雑誌ヲ発刊スヘシ」と強く雑誌発行の

意図を明らかにしていることである。

次いで明治33年3月4日には第2回例会が京都の祇園梅尾楼において開催された。

明治33年3月4日京都祇園梅尾楼に於て第2回例会を開く。此日会する者28名なり。本月は幹事の改選期なるを以て秋間仮幹事先づ簡単に諸般の報告を為し、後ち幹事の改選を行ひたるに島文次郎、秋間攻磨の2氏当選したり。夫より秋間攻磨氏は目録編纂法に就て凡そ目録検索者をして徒勞を感ぜしめざる法は、辞書体目録の至便なるに如くものなしとて其記入法及分析参照、概括目録記入法等の実例を挙げて所見を述べ、終に図書館の業務に就て世俗は普通官庁の事務と同一視して、動もすれば図書館員は隠居役なり又は書籍の番人なり杯と唱道すれども、今や図書館の業務は全く一の専門科学なりとて、其専門的たる要件を枚挙して大に我國民が図書館に冷淡たるを敷じ、又管理者の注意を要する事項を挙げて共に研究の急務を希望せられたり。次に島文学士の図書館蔵書印捺印法に就て、演説ある筈なりしが来賓の演説あるを以て之を次会に譲り、来会者諸氏に各員の従事せらるゝ図書館又は文庫に於て現に使用せられつつある蔵書印捺印法に付き、其印章の形状及其实質並に右蔵書印は圖書の如何なる場所に捺印せらるゝ乎等に付て報道を乞ひ、其統計報告を兼て次会に演説さるゝことゝせられたり。次に来賓京都帝国大学法科大学教授法学士織田萬氏は、本邦人の欧米國人に比し常識及公共心の欠乏せる事より論じ起し、庶民図書館に就て其設立の最も急務なるを詳論し、尚詳細に英、仏、独国等に於ける図書館の制度及英京東部「ホワイトチャペル」に於ける貧民図書館の状況を説き、大に聴衆の注意を惹けり。右終りて懇親会に移り酒間古文書取調及蒐集の爲め来京したる東京の国学家生田目経徳氏は、古文書の保存に関して古文書は史学、法政学等に最も参考となるべき好材料なりとて一々例証を挙げられ、熱心に其蒐集及保存の必要なるを演説せられ大に本会設立の美事なるを賛し、将来各図書館に於ても可及的古文書類を蒐集及保存せられんことを希望せられたり。

### 第3回会報より

明治33年6月3日、京都市尊攘堂に於て第3回例会を開く。此日会する者35名傍聴者10名なり本会に於て島文学士の図書館蔵書印捺印の方法に就て其種類及統計報告を兼て詳細に演説ある筈なりしが各所よりの報道少く其統計等を報告するの材料収集せざるを以て蔵書印の起源其質種類捺印の場所並に秘密印及捺印用肉の色等に就て所見を述べられたり次に本年4月欧洲より帰朝せられたる来賓京都帝国大学法科大学教授法学士高根義人氏が予て留学中目撃せられたる欧米図書館の現状に就て先づ欧洲各国図書館の状況より説き起して米國に移り其三大図書館として「ワシントン」府議院図書館「ボストン」及「シカゴ」市公共図書館を挙げ其蔵書の員数建築の坪数人口と圖書との比較等を詳論し其構造の美麗宏壯なる実に驚くべく又管理法に就きても非常

に発達して他に比類なき先づ世界に冠たるものと言うも決して過言にあらざるべしとて其の例証を示され殊に閲覧者の健康を保つことに付「シカゴ」市図書館にては新奇なる蒸汽機関を用ひて常に良好の空気を絶えず流通して敗気を天井に排除せしめ又室内の温度を始終一定せしむるを以て一たび此室に入るときは何となく精神愉快にして読書に適し其他貸付方法の容易なる昇降器防火用意等の周到なるを論じ又図書館員養成の方法等に就て約2時間以上に渉る演説ありたり

次いで第4回例会は明治33年9月22日に京都市尊攘堂において開催されたが、会報は次の如く報じている。

……此日は朝来雨天にして殊に正午頃よりは強雨となりたるにも拘らず会する者16名なり幹事島文学士は先づ来会者諸氏に向て今後関西教育社と交渉を遂げて同雑誌の一部分を利用して本会の機関となし本会の記事は勿論本会に於て研究に係る図書館管理法其他諸名士の演説図書に関する古今の議論等を掲載して毎月各会員に配附することにしたれば会員諸君に於ても続々卓説を投稿せられんことを希望せられたり次に来賓京都帝国大学法科大学教授法学士岡松参太郎氏は欧米諸国に於ける図書館は何れも完全なるものにして到底我国の比にあらざるなりとて其重なる図書館名、建築、蔵書等の大要を挙げ而して是等大図書館の事は是迄既に本会に於て講話もありたるを以て氏が留学中独逸に於て学術研究上極めて簡便にして最も利益を得たる諸大学に附属する所の図書館乃ち専門科学を修むるもの又は著述家等のために最も便利なる「プライベート、ライブラリー」に就て其管理者、閲覧席、図書の陳列法、色別分類法、「カード」目録の記入法等其他来観者に対して注意の周到なるを演説せられたり右畢りて歐洲の事情に就て程々有益なる談話ありたり

第5回例会は明治33年12月9日京都帝国大学附属図書館閲覧室において開催されている。

……此日会する者42名なり幹事島文学士は先づ来会者諸氏に向て本会は是迄関西教育紙上に本会々報を掲載して諸君に配送したりしが同雑誌は都合に依りて今回廃刊したるに付今後は年4回即ち本会例会の月に於て独立機関雑誌を発行し世に公にせんとて目下其計画なる旨を簡単に報告せられ就ては会員諸氏よりも続々投稿あらんことを希望せられたり次に来賓京都帝国大学総長木下博士は図書の蒐集及保存に就て徳川時代に於ける図書の蒐集及保存の方法より説き起し旧諸藩にて設けられたる学校文庫には多くの良図書を有したりしが維新革命の際是等の書は多く散逸して今容易に之を得ることの難きは誠に遺憾なりとて殊に古文書の蒐集及保存の必要なるを詳論し大に聴衆の注意を惹けり次に来賓米国マスター、ラフ、アーツ児島亀土氏は曾て米国留学中目撃せられたる学校附属の図書館に就て其状況を述べられ終に村落の図書館即ち簡

易図書館の事に就て熱心に演説せられたり当日恰も京都帝国大学附属図書館開館一周年の記念として展覧会を催されたる日にして同館所蔵及委託書等の珍籍を多く閲覧室に陳列しありたるを以て会員は随意に之を觀覽して散会せられたり

第6回例会は京都市東洞院にあった中央倶楽部において明治34年3月10日に開かれている。

…此日会する者27名なり本月は幹事の改選期に付島幹事は先づ1ヶ年間の成績及会計の報告を為し次に今回本会より雑誌を發行するに付編纂委員を設くるの必要あるを以て規則修正案を議したるに結局編纂委員若干名を置き其の推選は幹事の指名となすに決したり次に神戸桃生山桃木書院主桃木武平氏より提出せる建議案即ち帝國關西地方に於て所蔵目録を本会に提出して一の聯合藏書分類目録を編し篤学者相互に閲覧の便を図らんとするにあり而して其編纂は帝國図書館の分類法に準拠し本会幹事に一任するの件は出席会員の同意を得て漸次着手する事に決したり次に幹事の推選を行いたるに島文次郎及秋岡政磨の二氏再選したり次に当日の來賓京都帝国大学田島教授は泰西の図書館に就て先づ英國博物館の図書館に就て藏書の員数、閲覧室の模様、掛員の閲覧者に対する取扱方仏國のビブリラテーク、ナショナルに就て其状況を述べ次に獨國聯邦図書館に就て国有、大學附属等の大小図書館を枚挙して其藏書員数、創立の起原、閲覧者の員数、經費、位置等を統計に憑て綿密に報道せられ泰西諸國に於ては斯の如く完全なる図書館多く之を我國の現状に比すれば霄壤の異あり而して之等図書館の有益なることは言を待たず國民教育と相待て今日獨乙文運の隆盛なるを見ても與て力あり依て我國にても各所に多くの大小図書館を設立あらんことを望むなりとて其論を結ばれ次に第三高等学校穴戸教授の古碑文鐘銘等の謄本及圖書の陳列法に就て自己の新案を陳べ幾多の標本を示して実地応用の方法を論せられ榻本調製に就ては各図書館若くは篤学者相聯合すれば非常に便利なるべきを陳られたり次に懇親会に移り宴酣なるに至り來賓井上京都帝国大学教授の席上演説あり圖書に就て氏が卓拔なる持論即ち將來の大學は當に図書館と為るべき事を述べられ宴を終った。

以上で「東壁」第1号に掲載された会報は終るが、これまでの例会報告中特に注目されることは、關西文庫協会の機関誌「東壁」の發行以前にも機関誌(?)があったということである。それはすなわち第4回の例会報告に「關西教育社と交渉を遂げて同雑誌の一部分を利用して本会の機関となし」た記事がそれを語っているといえよう。ところでこの「關西教育社」は「關西教育」という雑誌を發行していたのであるが、「実物を見ることができないため、いつ、どこで誰が編集發行したものかわからないし、どんな内容をも

ち、どの程度に関西文庫協会の会報を載せて機関の役目を果たしたかが皆目不明である。わずかに新聞広告によって、明治33年6月に創刊し、月刊であったことと、その売捌所が京都仏光寺烏丸東の東枝律書房であったことを知るのみである」(竹林熊彦:湯浅吉郎と図書館事業(2)「土」第51号)「関西教育」が発行後わずかにして廃刊となることは、第5回例会の会報によって知ることができるけれども、この廃刊が「東壁」の発行を早めたことにもなったとすることができるであろう。

明治34年6月9日午後1時より京都市祇園御幸道東山文庫において第7回例会を開いており、「東壁」第2号にはこの会報のみを掲載している。それは次の通りである。

此日会する者会員24名外に客員1名なり、会則第9条に依り本会名誉会員の推薦に關し左の諸君(五十音順)を名誉会員に推薦し全会一致の同意を経たり

阿部 正義	天谷 千松	荒木寅三郎	井上哲次郎
井上 密	岡松参太郎	織田 萬	折田 彦市
笠原 光興	菊池 侃二	木下 広次	久原 躬弦
近衛 篤磨	鈴木文太郎	高崎 親章	高根 義人
田島 錦治	田中 稻城	田辺 朔郎	坪井 次郎
手島 精一	徳川 頼倫	内貴基三郎	難波 正
仁保 亀松	村岡範為馳	柳原 義光	和田 萬吉

#### の諸君

次に島幹事は本年3月以降に於ける本会新入会員及退会者の氏名住所等を報告し…次に京都帝国大学法科大学講師湯浅吉郎氏は「エール大学附属の諸図書館並に書店」の演題に就て先づ各教授、学生の図書室より論じ起し「アカデミック、ライブラリー」の特色を丁寧に陳述せられ法科大学の図書館は裁判所及弁護士図書館と同一の棟に在りて珍奇なる訴訟ある時は教授は学生を率いて法廷に聴くの至便有るを述べ、更に中央図書館の大規模に説及ぼし僅少なる人員を以て巧に図書の出納其他総ての事務を簡単に処理すること驚くべき程なるを述べられ話頭一転同大学附近の書肆に数種ありて各其特色を異にするを論じ、図書愛読の美風は普く米國に行渡りて至らざる無きを嘆称して演壇を退かれたり、講演後図書館及図書等に関し互に有益なる談話に時を移し散会したのは午後6時を過ぎていたという。

第8回例会も前回と同じく東山文庫において明治34年9月15日開催された。

…此日会する会員24名に外客員2名なり島幹事は先づ本年8月以降に於る入会員の氏名住所を報告し次に本日の演説者幸田文学士を紹介せり同氏の演題は「史料の捜索及び蒐集」にして先づ史料に遺物、記念物及び狹義の史料の三種有るを述べ詳に之が例証を与え我国に於る其目録索引等の目下甚だ不完全なることを痛嘆し欧米各国に於る史料蒐集の実例を挙て之と比較し完全なる方法の一日も早く出来せんことを切望せられたり……尚演説終りて後坐間の談話湧くが如く穴戸教授の如きは図書館目録編成の急務に就て分類法の一定を希望せられ全員の有志各之に就て意見を闘わし、次で古事珍本に就ての議論有りて散会せるは午後6時頃なりき。（「東壁」第3号会報より）

ところで第3号には始めて「京都帝国大学附属図書館貴重図書解題目録」が掲載された。これは「当時清国留学ノ文学士狩野直喜君ノ主トシテ研究セラレタル結果ニヨリテ成リ富岡謙三君更ニ之ヲ校訂セラレタルモノナリ」とあり、以下継続して掲載されるはずであったが、この号のみに終わったのは残念である。

第9回例会は明治34年12月8日午前10時より京都帝国大学図書館閲覧室において開催された。

…此日会する者会員31名なり島幹事は先づ諸般の報告をなし次で会員田辺頼真氏の発言に依り従来第一日曜日に開きたる例会を今後第一土曜日午後より開会の事を衆議に問いしに別に異存者なきを以て次会より例会は第一土曜日午後より開催する事に決したり依て本会規則第10条中の第一日曜日に於て之を開き云々は自然消滅したり次に会員富岡謙三氏は「図書館に対する希望」てふ演題にて古文書の蒐集は素より結構の事なるも先づ夫れより急務なるは現今京阪地方にある古寺院に散在せる古版本古鈔本又は絵巻物中古来の風俗調査に必要なもの等の模写若しくは収拾を京都大学図書館に望み字書索引年表地図等の整備を各図書館に望み其例証として古書に関する豊富なる智識を傾瀉して大に人聴を聳かしたり夫れより当日参集の諸氏は同館開館第二周年記念として京都地誌に関する展覧会を随意に観覧して散会せられたり。

以上が「東壁」の終刑第4号までに掲載された会報の内容であるが、例会はこのあと第10回を明治35年3月16日京都帝国大学附属図書館、第11回は同年6月28日下京区生祥小学校（理学博士山口鋭之助講演）、第12回は同年9月20日同じく生祥小学校で、第13回は明治36年4月12日京都帝国大学附属図書館（法学博士勝本勘三郎講演）、第14回は同年6月27日生祥小学校（池辺義象、富岡謙三講演）でそれぞれ開催されている。

## 第2節 近畿図書館倶楽部(協議会)

関西文庫協会が京都近府県を中心に図書館活動を展開した後、大正2年にこの近畿図書館倶楽部の誕生を見るまで、京都における顕著な図書館活動はなにも見られなかったようである。

大正初期といえやがて御大典記念として各所に公共図書館建設が見られようとする時期であり、それが全国の図書館運動にも新しい影響を与えるのであるが、それにさきがけた近畿図書館倶楽部結成の意義は大きい。発起は京都帝国大学附属図書館長新村出、京都府立図書館長湯浅吉郎、大阪府立図書館長今井貫一の三氏によってなされ、大正2年9月21日に第1回の総会(発会式)が京都帝国大学学生集会所において開催された。

当日の出席者は大阪府立図書館(9名)、京都府立図書館(4名)、奈良県立戦捷記念図書館(1名)、和歌山県立図書館(1名)、神戸市立図書館(1名)、京都帝国大学附属図書館(13名)の29人であったが、まず京都帝国大学附属図書館の新村出博士が初回の当番幹事に選ばれ、開会の辞を述べたのち議長として次の数項を審議した。

1. 本会ノ範圍ヲ奈辺ニ止ムベキカ(当分の間上記6館とし、ただ滋賀県立大津図書館および江北図書館に対して加入の勧誘をすることになり、その労を京都府立図書館が取るようになった)
2. 会合ノ時期ニツイテ(春秋の2回と決定した)
3. 総会ノ記録其他諸般ノ報告等ハ如何ニ処理スベキカ(総会記事および報告事項等は、当番館にて謄写版にして各加盟図書館に配布することになった)

ついで規約案が審議され、次の規約が成立した。

### 近畿図書館倶楽部規約

1. 本会ハ近畿地方ニ於テ現ニ図書館事業ニ従事セルモノヲ以テ組織ス
2. 本会ハ主トシテ会員ノ親睦、各図書館ノ館務報告ノ交換ヲ目的トシ兼テ図書館事項ノ研究ヲナス
3. 本会ハ毎年2回会員総会ヲ開キ懇話会食ス

4. 本会ハ一図書館ヲ以テ当番幹事トシ一總會ヨリ次ノ總會マデノ間会務ヲ処理セシム 次回ノ当番幹事ハ總會ノ都度之ヲ定ム
5. 館務報告ノ交換方法ハ會員協議ノ上之ヲ定ム
6. 總會ニ於ケル会食ノ費用ハ出席會員ノ支弁トス

当日午前中に決められた事項は以上であるが、正午以後については議事録に次のように報じられている。

時辰將サニ正午ヲ報ズ幹事休憩ヲ宣シ別席ニ於テ昼餐ヲ認ム数盃ノ麦酒ニ一座微醺ヲ潮シ快談縦横ニ湧ク既ニシテ食事終リ前庭ニ於テ記念ノ撮影ヲナス

午後一時又席ニ復シ新村幹事起テ次回ノ会合場所ヲ奈良市トシ幹事ヲ奈良県立戦捷記念図書館佐野早苗君ニ委嘱スル旨ヲ告グ

今井貫一君湯浅吉郎君交々起テ米國ニ於ケル図書館事業ノ実地見聞談ヲ試ミ伊達友俊君ハ本会経営ノ将来ガ常ニ平民主義ノ上ニ築カレ度シトシテ縷々抱負ヲ吐露セラル夫レヨリ各地図書館ノ実務取扱上ノ利害得失ニ関シ各員親シク談話ヲ交換シテ和氣霽々ノ中ニ散会セシハ夕陽己ニ西山ニ没スルノ頃ナリキ

第1回總會後春秋の2回に各館が順次当番館となり、ふたたび京都大学において開催されたのは第8回總會である。第8回總會は大正7年4月20日(土)午前10時に京都帝国大学本部階上会議室において開催された。

当日の参加者は大阪府立図書館(8名)、京都府立図書館(2名)、神戸市立図書館(3名)、奈良県立戦捷記念図書館(2名)、南都仏教図書館(2名)、京都仏教大学附属図書館(1名)、奈良吉野郡立図書館(1名)、滋賀鶴飼文庫(1名)、岸和田津田文庫(1名)、彦根図書館(1名)、京都帝国大学附属図書館(12名)の外に特別参加者として徳島県立光慶図書館(1名)、石川県立図書館(1名)および東京帝国大学附属図書館(1名)を入れて37名であった。

まず司会者であった新村館長が開会の辞を大要次のように述べた。

前回和歌山県立図書館ニ於テ秋季第七回總會開催ノ際次回ノ当番幹事ヲ大阪府立図書館ニ依嘱センガ其後今井館長ヨリ同館ハ今ヤ増築準備中ニシテ設備上差支アルヲ以テ第八回会合ヲ本館ニ於テ開催センコトヲ希望セラレ且ツ本館ニ於テハ当春季ニ事務室新築落成記念ノ為メ図書整理事務ニ関スル事項ヲ主トシ併セテ少数ナガラ稀觀圖書ノ展覧会ヲ開催スル企画アリシヲ以テ此ノ期ヲ利用シテ本俱樂部ノ会合ヲモ併催セ

バ多少参考ノ一助トモナランカトノ微意ヨリシテ本館当番幹事トナリ茲ニ春季第八回総会ヲ開キタル次第ナリ然ルニ斯ク多数ノ参会ヲ得殊ニ石川県徳島県等ノ遠隔ナル地方ヨリ参会セラレタルハ本俱樂部ノ為メニ深ク慶賀スル所ナルト同時ニ司會者ニ於テモ亦光栄トスル所ナリ

次いで議事に入る前に次回の当番幹事を大阪府立図書館とすることが確認されて、神戸よりの協議事項である「公共図書館新築ニツキ腹藏ナキ御意見ヲ問フ」が提出され、たまたま神戸市立図書館の新築設計について伊達友俊氏の説明があり、それを中心にして談合が続けられた。

おな、当日京都に滞在中であった東京帝国大学の植松司書官の話があり、次いで長京大司書官が上京中に見聞した「最近岩崎男爵が巨費ヲ投ジテ譲受ケタル支那政治顧問モリソン博士が蒐集セラレタル文庫」について感想が述べられた。さらに並川石川県立図書館長の挨拶があつて食卓につき歓談少時、各自は本館の事務室新築落成記念陳列品を観覧して随意散会した。

大正11年5月28日神戸市立図書館書で開催された第13回総会から会名の変更が行われた。始め近畿図書館俱樂部という名称で発足したが、回を重ねるに従つてその構成団体もまた参加者も増加し、さらには毎回討議される議題の質的な変化とその量的増加にともなつてか、従来の俱樂部という名称を離れた協議会としての新しい出発を必要としたのであろう。

第17回近畿図書館協議会は大正15年6月19日(土)午前10時から京都帝国大学楽友会館で開かれた。参加館は第三高等学校図書課(1名)、京都高等工芸学校図書課(1名)、和歌山県立図書館(2名)、兵庫県伊丹図書館(1名)、龍谷大学図書館(1名)、東大寺図書館(2名)、大阪毎日新聞社図書室(1名)、姫路図書館(1名)、奈良女子高等師範学校図書館(2名)、奈良県立高市教育博物館附属図書館(2名)、大阪府立商品陳列所(2名)、神戸高等商業学校図書館(2名)、彦根高等商業学校(2名)、大阪高等学校(1名)、大阪市立図書館(7名)、伏見図書館(3名)、和歌山高等商業学校図書課(1名)、関西学院図書館(1名)、奈良県立宇陀図書館(1名)、大阪府立高等商業学校図書館(1名)、徳島県立光慶図書館(1名)、大谷大学図

書館（2名）、京都府立京都図書館（4名）、尼崎市立図書館（2名）、神戸高等工業学校（1名）、朝日新聞社朝日文庫（2名）、大阪府立図書館（3名）奈良県立奈良図書館（3名）、神戸市立図書館（5名）、龍野図書館（1名）、京都府立医科大学図書館（1名）、京都帝国大学附属図書館（10名）の32館70名であった。第1回総会の6館29名に比べると隔世の感がある。この日の議題は「貸出図書の回収法について」その他であったが討議を終り洛北の修学院離宮を見学、随時解散した。

以後昭和2年10月の第18回協議会から昭和18年5月の第32回協議会まで毎年1回宛開催されたが、その後は戦争たけなわとなったために中止された。

その間京都帝国大学において開かれたことはなかった。

### 第3節 国立七大学図書館協議会

この協議会は始め帝国大学附属図書館協議会という名称で発足した。大正13年5月27日東京帝国大学附属図書館長（姉崎正治館長）から「帝国大学附属図書館事務に関しては各学部との関係、書目整理の方法、図書の寄贈交換、事務員の定員及待遇等各大学に特殊の沿革と問題も有之と同時に共同の問題利害も有之やに考え一度各大学図書館長及事務員の打合せ相開きては如何」との相談が京都帝国大学附属図書館長の新村出博士にあり、大正13年6月5—7日の3日間東京帝国大学附属図書館において**第1次協議会**が開催されたのに始まる。本館からは新村出館長および山鹿誠之助の両名が参加したが、その協議会において第2次は秋に京都帝国大学附属図書館において開催することを決定した。しかしその10月「現在政府に於ても行政財政の整理立案中に付今次の会合を延期し明春右整理並に予算等の決定を俟ち4、5月の頃開催致しては如何との意見も有之」ということで延期することになった。

**第2次帝国大学附属図書館協議会**は、大正14年5月21日より23日に至る3

日間、京都帝国大学附属図書館において東京、東北、九州、北海道、京都の5館が参加して開催されたが、その際審議された議題は次の通りである。

- (1) 分館制度ノ得失
- (2) 図書受入手続ヲ簡捷ニスルコトニ就テ
- (3) 図書購入ニ関スル図書館長ノ権限ニ就テ
- (4) 帝国大学図書館ヲ問ニ於テ図書交換貸借ノ件
- (5) 貴重図書ノ取扱方法ニ関シ各大学附属図書館ノ実際ヲ承リタシ
- (6) 夏季休業中学生ニ帝国大学共通ノ図書閲覧票交付ノ件
- (7) 教室ニ直接寄贈スル図書ノ取扱法
- (8) 図書消毒法
- (9) 教室備付ノ図書取扱法
- (10) 雑誌閲覧室ニ雑誌備付ノ方法
- (11) 各大学附属図書館ニ收藏セル図書学及図書館学ニ関スル資料ノ目録ヲ交換スルコト
- (12) 各大学附属図書館ニ関スル規定、内規其他事務上ノ規則ニシテ成文ノモノヲ編輯印刷シテ交換スルコト
- (13) 文部省普通学務局主催ノ図書館員養成所ニ短期講習会開催ノ件
- (14) 貴重図書ノ標準ニ就テ
- (15) 各帝国大学図書館標準分類表作製ノ件
- (16) 未完図書受入ノ方法
- (17) 図書館ニ於ケル統計ニ関スル件

などであった。

次いで本館が当番館として迎えた協議会は第9次であって、昭和7年10月20日より22日の3日間文学部陳列館会議室において開催された。

前例により新村館長が議長となったが、これまでの協議会参加館は東京、京都、東北、九州、北海道、台北、京城の各帝国大学附属図書館（台北は第5次、京城は第3次より参加）であったが、今回より大阪帝国大学が参加し、議長の紹介によって高木同館長の挨拶があったのち、議事が進められた。その議題は次の通りである。

- (1) 和漢書目録編纂規則制定ニ関スル件
- (2) 諸外国ニ図書及定期刊物ヲ直接注文スル際ハ如何ナル方法ニヨラルルヤ
- (3) 外国ニ於ケル学会又ハ学術図書刊行会ノ入会及会費等ノ支弁ノ方法ニツキ承リタシ

- (4) 海外図書ノ購入ニ対スル為替相場変動ノ影響ト其対策特ニ予約購入海外雑誌代ノ本年分支並来年分予約ニ関スル事項ニ就テ
- (5) 在外研究員ニシテ前金払ヲ受ケ購入シタル図書ヲ未登記ノ儘該図書ノ貸渡シヲ要求セラレタル場合ノ取扱ヒニ付実例アラバ承リタシ
- (6) 各部局図書重複購入ヲ防グ事ニ関シテノ経験意見等承リタシ
- (7) 学内ニテ謄写セシメタル書類ノ受入並ニ評価ニ就テ承リタシ
- (8) 記念文庫トシテ多数書冊ヲ寄贈セラレタル際行賞方申請上評価算定ノ基礎ニ付如何ニ取扱ハレ居ルヤ承リタシ
- (9) 登録図書原簿ヲ以テ図書物品出納簿ニ兼用スルノ件
- (10) ロシア語及ギリシヤ語図書類ノ取扱上特殊方法アラバ承リタシ
- (11) 雑誌小冊子類ニシテ重要ナラザルモノノ保管並ニ製本ニ就テ、併テ重要ナラザルモノノ標準ニ就テ御意見ヲ承リタシ
- (12) パンフレット（特ニ学位論文）ノ整理ニ就テ特殊ノ方法アラバ承リタシ
- (13) 資料蒐集ノ方法及整理保管ニ関シ承リタシ
- (14) 地方資料（特殊）ノ整理法ニ就テノ實際ヲ承リタシ
- (15) 叢書、合綴本及論文集等ノ分解カード記入形式ニ関シテ特別方法アリヤ
- (16) 本邦ニ於ケル學術雑誌ノ省略名作製ノ件
- (17) 本邦古刊本合同目録編纂ノ件
- (18) 各館ノ特別集書ノ名称、冊数及其性質ノ概略ヲ承リタシ
- (19) 図書館員海外視察ノ件
- (20) 図書及図書館ノ利用上特ニ閲覧者ノ訓練ニツキ承リタシ
- (21) 帝大学生ノ図書館相互利用ニ関スル申合ニツキ尚ホ研究スベキ事項ナキヤ

以上が第9次協議会の議題であるがその内第1の議題については「帝国大学附属図書館目録規則制定委員会編 和漢書目録規則 第1編」のはしがきで次のように述べられている。

本協議会に於て「和漢書目録規則」の問題が採上げられたのは甚だ古く、それまで日本図書館協会制定の「和漢書目録編纂規則」を専ら金科玉条としていた不満が反映して、昭和3年北大に開かれた第5次協議会に於て、九州帝大から、始めて「統一目録法及ビ標準分類法ノ編制ヲ本協議会ニ於テ着手シテハ如何」という議題が提出され、当時の植松東大司書官、田中敬東北大司書官が委員に選定されて、起草に着手したのに淵源を發している。爾來田中敬氏が専ら、その衝に当り、昭和6年第8次協議会に草案発表の運びになり、翌年長沢正雄（東京）田中敬（東北）田中鉄三（九州）高倉新一郎（北海道）藤木好三（大阪）関野真吉（京城）田中長三郎（台北）山鹿誠之助（京都）の各委員諸君がこの草案の審査委員となり、協議会の席上（京都）に於て審

議の結果若干の修正条項を懸案にしたまま可決確認されたが、修正条項は翌年に持越され、森下彬（東京）谷口寛一郎（京都）田中鉄三（九州）柴田定吉（北海道）阿部浩（京城）武田虎之助（台北）田中敬（大阪）伊木武雄（東北）の委員諸君がこの決定をしたのであったが、委員会の手続きが確立していなかったために、正式に帝大協議会の名称を冠して発表するに至らず、「和漢書目録規則」としてのみ一部の人々に公表されたに止まった。而るに目録規則の研究が熾烈となった館界の状況が反映して、この「和漢書目録規則」に対する修正要求が昭和11年の第13次協議会に「昭和7年第9次協議会ニ於テ制定ノ和漢書目録規則改訂委員会設置ノ件」となって現われた。これは、前年、曩に発表された「和漢書目録規則」を、印刷に附するため、その費用の割当てを各帝大図書館に要求したことにも端を発している。この議題は、本協議会に所謂「田中敬氏原案」の「和漢書目録規則」が若干の修正を施された姿で提出されたので、出題が成立しないことになって終り翌年台北に於ける協議会には同一主旨の下に、次の議題が提出され、「和漢書目録規則制定委員会ヲ常置スルノ件」というのが、「図書目録ニ関シ特ニ委員会ヲ常置スルノ件」と変更され、結局

1. 既ニ作成セラレテイル和漢書目録規則ノ再検討
2. 洋書目録規則ノ研究
3. 和漢洋書目録規則ノ統一ヲ計ルコト

という決議が行われ、常置委員の任命を見ることになった。翌年の東京に於ける協議会までには、東大が委員長館として右の決議を実行するための種々の照会を各館に行い、之をまとめたものを委員会の席上で、討議を開始したが、具体的な結末を得ず、翌年の京城に於ける協議会にも同様な状態ではあったが、兎に角東大が委員長館として進行せしむるよう各種の調査依頼などを引受けた。この間に於て規則の精成を先づ決定する要を認め、翌15年には事変のため、正式の協議会は開催不能となり、目録委員会のみが京都に開かれ、その席上に於て規則構成案が先づ可決された。併せて小委員会が組織され、東大（土井重義・関敬吾・武田虎之助）京大（谷口寛一郎・天野敬太郎）阪大（田中敬）が、市河（東大）委員長の下に選ばれた。爾後小委員会は活動を続け、昨17年11月に至って、漸く以下掲載の和漢書目録規則の第一編のみ成立した。

第9次に次いで**第17次協議会**が昭和15年10月18日より22日の間、京都帝国大学において開催される予定で開催通知が發送され、各館から協議題、承合事項その他の取りまとめをしていたとき、文部省より通牒があって集会に際しては承認を必要とすることになったため、急にその手続が取られた。その結果文部省専門学務局長より本年は中止するようにとの指令があったので、止むをえず次の4項目に従って第17次協議会は中止されることになった。

1. 本年10月18日乃至20日ノ第17次帝国大学附属図書館協議会ハ中止シ明年度適當ノ時期ニ更メテ開催ノ手筈ヲ講ズルコト
2. 別記議題中報告ノ部ハ各分担館ニ於テ其経過ヲ文書トシ各件毎ニ別紙ニ御認メノ上各9通御作製10月10日迄ニ当館ニ到着致様御送附被下度当館ヨリ一括纏メ各館ニ御送付致シ度キコト
3. 承合事項モ前項ニ倣ヒ文書ニ御作製10月10日迄ニ当館ニ御送付被下度コレ亦当館ヨリ一括御送附致度キコト
4. 宿題中目録委員会ニ就テハ委員長ト協議ノ上更メテ御通知致スベキコト

なお第17次協議会において討議が予定されていた協議題は、次に示す8項目であった。

1. 重複図書交換ノ件
2. 本協議会議事録ニ関スル件
3. 発売頒布ヲ禁ゼラレタル図書ニ関シ之ガ名称ノ通知方ヲ本省（或ハ主務省）ニ申請スルノ件
4. 図書カード用紙配給方ニツキ本協議会ノ名ニ於テ文部省並商工省ニ斡旋方ヲ要望シテハ如何
5. 書籍其他出版物ノ著者、編者又ハ訳者名ニハ必ス其読仮名ヲ附スルコトニ現行出版法ヲ以テ規定スル様本協議会名ヲ以テ内務省ニ建議ノ件
6. 本協議会議事録用紙ノ標準規格ニ就キ未ダ制定ナキ場合ハ此際之ヲ制定シテハ如何
7. 本年度海外払制限ノ予想外ニ甚シキニ就イテハ左記事項等ノ実現ノ為ニ何等カノ実行手段ヲ取ル要ナキヤ
  - イ. 海外払制限ノ緩和
  - ロ. 海外払割当額決定時期ノ促進
  - ハ. 諸種ノ情報ノ蒐集
  - ニ. 新聞雑誌購入中止ニ就テノ連絡統制
8. 図書ノ保存上製本用クロスヲ綿製品又ハ歩合高ノ混紡トナスヨウ其筋ヘ交渉ノ要ナキヤ

終戦後の学制改革によって「国立（総合）大学附属図書館協議会」と改称された本協議会は、第17次の開催中止後昭和24年10月25日—27日に**第23次協議会**を京都大学において開催した。そしてその参加館は北海道、東北、九州、東京、名古屋、大阪および京都の7館であった。討議された議題は次の通りである。

1. 本協議会の将来の方針に付て
2. 本協議会今後の対策

3. 国立（総合）大学附属図書館協議会存続の件
4. 国立（総合）大学図書館刷新委員会の今後について
5. 基準案の検討
6. 国立（総合）大学刷新委員会大学図書館基準第2次案の処置
7. 文部省立案の新制大学機構による附属図書館の部課制について
8. 新包摂学部と図書室の管理様式について
9. 人事院職階制度案中の司書職について
10. 本協議会目録委員会の今後の方針について
11. 東大所蔵米英雑誌の相互貸与期間延長の件
12. 協議会日程短縮の件
13. 標準分類に対する今後の方針に関する件

以上13項目が議題であったけれども、その内第1の議題審議によって次回の協議会から「国立七大学附属図書館協議会」と改称することが決定されている。

昭和31年9月18日および19日の両日、京都大学附属図書館長室において**第30次国立七大学附属図書館協議会**が開催され、次の議題が審議された。

1. マイクロ複写の運営について
2. ルモ・マイクロ・フィルム撮影機運営費の交付ならびに技術員の配置に関し、重ねて文部省へ実現方を要望したい
3. 大学図書館員の海外図書館視察に関し文部省へ要請の件
4. 七大学間に於ける図書相互貸借に関する申合せの改正とマイクロ複写の手続及料金の協定について
5. 大学図書館予算の独立化について
6. 大学図書館職員の養成について
7. 大学図書館職員の増員について
8. マイクロフィルム複写業務担当の新定員要求について
9. 国立大学図書館職員の待遇改善
10. 附属図書館のバックナンバー補充について
11. 全学図書行政の一本化について

京都大学において開催された本協議会は以上の通りであるが、次に全協議会を通じて京都大学から提出された議題を挙げておこう。

**第2次協議会** 大正14年5月21日～23日 於京都大学

1. 各帝国大学附属図書館標準分類表作製ノ件

2. 未完図書受入ノ方法（上記2議題については次回までの宿題ということになった）
3. 図書館ニ於ケル統計ニ関スル件（従来図書ノ単位称呼ハ部数・冊数が統一されていなかったので統一しようとする提案であったが、時機を見て改めることに決定）
4. 貴重図書ノ標準ニ就テ（貴重図書取扱に関する実際の状況報告があり、その際大要が話されたのであらためて審議せず、標準の決定はさらに攻究の上具体案を作成することになった）。

**第3次協議会** 大正15年10月5日～7日 於東北大学

1. 紛失図書ヲ弁償セシムル場合其価格ニ関スル件（原価によるのがよいということになった）
2. 図書受入現在数ニ関スル件（本年度より物品出納検査法が改正され、年度経過後2ヵ月以内に図書原簿の検査が実施されることになった。短期間なので無理だということであったが結論は出なかった）
3. 図書ニ関スル証明書交付ノ件（特許出願または特許権侵害訴訟等の証明についてであるが、先づ東大で規定を作り他もそれにならうことになった）
4. 閲覧室入場人員ノ件（単に閲覧室のみを利用する者の人員把握については各館の事情を異にするということ結論に至らなかった）

**第4次協議会** 昭和2年10月19日～21日 於九州大学

1. 各教室用図書整理ヲ簡捷ニスルノ件（各館の事情説明に終わった）
2. 新着雑誌閲覧ニ関スル件（新着雑誌の紛失防止対策について提案されたが、各館の現状説明があった）
3. 函架箋（レベル）ニ関スル件（各館使用のものが説明された）
4. 寄贈図書ノ礼状ニ関スル件（礼状の悪用防止についての提案であったが各館の事情説明に終わっている）
5. 各大学附属図書館ノ経費ニツキ各科目別ニ承リ度シ（当番館において一覧表が作成され配布された）

**第5次協議会** 昭和3年7月4日～6日 於北海道大学

1. 各教室及研究所備付図書ノ取扱並管理ニ関スル件（各館の現状報告に止まった）
2. 実務上ノ特殊題目ヲ選ビ次期ノ会合マデ宿題トシテ攻究スルノ件（本協議会の議題中第1項の目録法および分類法が宿題として選ばれた）
3. 各帝国大学所蔵ノ稀観書目録ヲ部分的ニ作製シテ逐次交換スルノ件（各館の調査がすみ次第逐次頒布されることになった）

**第6次協議会** 昭和4年9月25日～27日 於台北大学

1. 教室備付図書整理ヲ為メ司書ヲ学部ニ配置セシムルノ案ニ就キ各大学ノ御意見承リタシ（意見が述べられて結果的には賛成された）
2. 明年以後ニ於ケル本協議会開催地ニ関スル件（協議会の順次が北海道、東北、京

城と続くので東京が東北と京城の間に入ることになった)

**第7次協議会** 昭和5年5月13日～15日 於東京大学

1. 図書ノ出納(図書取扱手続)ニ関スル細則ノ件
2. 外国雑誌並新聞代価經理ノ方法ニ就テ(上記2項は事情説明ののち各館の關係資料が京大へ送られることになった)
3. 図書館商議會ニ関スル件(当日新村館長が病氣不参加のため各館から種々の意見が出されたに止められた)

**第8次協議会** 昭和6年10月1日～3日 於京城大学

1. 現在作成セラレツツアル統計ノ種類ニツキ承リ度シ
2. 寄贈雑誌及小冊子類ノ受入並ニ其ノ取捨ニ就テ各館ノ実状承リ度シ(1および2項とも実状の報告があった)

**第9次協議会** 昭和7年10月20日～22日 於京都大学

1. 和漢書目録編纂規則制定ニ関スル件(第5次協議会において東京帝大の植松司書官および東北帝大の田中司書官に原案の起草を委嘱したが、その草案の脱稿後昭和4年3月に協議会の常置委員に配布された。その後第6次協議会に議題として出されたが決定されるに至らず第7次に持ちこされ、ここで委員の交替があり新委員の下に検討されて本協議会に出されたものである。本協議会では部分的修正または追加を希望条件として本案は全員一致で可決された)

**第10次協議会** 昭和8年10月4日～6日 於東北大学

1. 外国新聞利用ノ状況及ビ現ニ登録保有セラレツツアル新聞名承リタシ
2. 学外ヨリノ図書閲覧希望者ニ対シ各大学間ニ於テ其取扱ニツキ協定スルノ要ナキヤ
3. 事務用参考図書ノ貸付及ビ使用ニ関スル規定ヲ如何ニセラルルヤ
4. 新ニ採用セル館員養成ノ具体的方法ニツキ承リタシ(1, 3, 4項については各館から説明があったのみであるが、2項は意見の交換後各館協定の要ありということになった)

**第11次協議会** 昭和9年10月18日～20日 於九州大学

1. 図書館ニ於ケル警備ニ関シ各館ノ施設承リタシ(火災および盗難に対する警備規定の提示と実情報告があった)
2. 貸付図書回収ノ件
3. 学内ニ於ケル刊行物ヲ図書トシテ受入方法ニ就テ承リ度シ(2および3項は参考意見が出されて終った)

**第12次協議会** 昭和10年7月17日～19日 於北海道大学

1. 日本標準規格ノ各館ニ於ケル適用程度承リタシ(各館とも統一しておらず漸次改めようとしているとの報告があった)

2. 個人貸付ノ図書ヲ代価ヲ以テ弁償セシメラレタル経験承リタシ（二三の館の経験が話された）
3. 図書ノ相互貸借ニ関スル申合ニ依リ図書ヲ借受シタル場合其ノ送料ハ借受館ニ於テ負担セラレタキコト（提案に全館賛成された）

**第13次協議会** 昭和11年10月30日～11月1日 於大阪大学

1. 外国雑誌ノ購入価格査定方法ニ就テ承リタシ（部会が設けられ、そこで委員会を構成して案を作成、承認された）

**第14次協議会** 昭和12年10月21日～23日 於台北大学

1. 附属図書館ニ於ケル図書ノ購入製本等ニ関シ各館ノ採ラレツツアル方法ニ就テ左記ノ事項承リタシ
  - イ. 図書ノ種類（例ヘバ和漢書洋書又ハ一般書稀親書雑誌事務用参考書等ノ如キ）ニ従ヒテ購入費ヲ分配セラレ居ル向アラバ其割合
  - ロ. 製本費ガ定メラレアラバ購入費トノ割合
  - ハ. 購入図書選択ニハ各種類ニ従ヒテ之ヲ担当スルモノアリヤ若シアラバ其類別及人員
2. 特ニ学生訓育ヲ目的トシテ考案セラレタル施設アラバ詳細承リタシ  
（以上ノ2項目は承合事項として出されたが議題に繰込まれ1項は事情や意見が述べられ、2項は図書館の存在意義をより徹底して学生に知らしめる必要があるけれども現在考慮中というのが大半であった）

**第15次協議会** 昭和13年11月24日～26日 於東京大学

1. 学位論文取扱ニ関シ左記ノ件承リタシ
  - イ. 図書館ニ保管セラレ居ル向アリヤ
  - ロ. 若シ有レバ保管ノ形式如何
  - ハ. 閲覧ニ供セラルル向アレバ其範囲、内規等何ヒ度
2. 雑誌取扱ニ関シ左記ノ件承リタシ
  - イ. 支払ト受入トヲ別々ニ手続セラルル向アリヤ
  - ロ. 受入ハ一巻完結ノ上ニ譲リ其巻ノ支払ヲ2回以上ニ分割シテ支払ハルル向アリヤ
3. 前回協議会ニテ決議ノ交換統計ニ関シ更ニ協議シタシ  
（1、2項は会場での発言とともに文書による回答があった。3項は前回北海道大学より提出された「図書館事務統計ニ関スル件」に対してさらに図書館統計表の統一を提案したものであるが、特別委員会が持たれてその報告があった）

**第16次協議会** 昭和14年10月5日～7日 於京城大学

1. 帝国大学附属図書館協議会ニ文部省専門学務局ノ参加要請ノ件（慎重に考慮すべきであるとして結論は出されなかった）

**第17次協議会** 昭和15年10月18日～20日 於京都大学

1. 学外ニ於ケル展覧会其他ニ図書貸出ノ範囲, 標準, 内規等アラバ承リタシ  
リタシ (第17次協議会は中止のため未審議)

**第18次協議会** 昭和16年10月30日～11月1日

1. 今次欧州大戦ニヨリテ輸入中絶トナリタル外国雑誌ノ支払方法ニツキ承リ度シ
2. 時局緊迫ニ伴ヒ貴重図書防護, カード箱重要書類ノ保全ニツキ如何ナル方法ヲ講  
ゼラレ居ルヤ承リ度シ
3. 他ノ学部教室等ニ所在スル図書ノ閲覧方法ニツキ承リ度シ  
(1—3項まで文書にて回答を得た)

**第19次協議会** 昭和17年10月26日～31日 於九州大学

1. 図書館防護計画ニ基キ実地訓練ヲ施行セラレシヤ実施セラレシ館ノ訓練状況並ニ  
御所見承リタシ

**第20次協議会** 昭和21年6月13日～15日 於東京大学**第21次協議会** 昭和22年10月27日～29日 於大阪大学**第22次協議会** 昭和23年9月15日～18日 於北海道大学

1. 古書購入に関する認証制度の対応策 (古書に対する評価は非常に困難であるとし  
て結論は出なかった)
2. 東京大学附属図書館保管米国科学雑誌の地方巡回実施 (特別委員会が持たれて12  
項目の申合事項が作られた)
3. 新着外国図書に関するインフォメーションサービス(各館の事情説明に終わった)

**第23次協議会** 昭和24年10月25日～27日 於京都大学

1. 国立(総合)大学刷新委員会大学図書館基準第2次案の処置

**第24次協議会** 昭和25年10月23日～24日 於名古屋大学

1. 大学図書館員の司書及び司書補の資格獲得について (東京および京都の両大学が  
中心になって資格の獲得に尽力して欲しいということになった)
2. 大学における図書館の地位が附属施設でないことを確認せしめることについて
3. 各大学共図書館長を評議会の一員とすることについて (館長会議で審議されて文  
部大臣, 大学々術局および各大学宛に要望書を出すことに決定した)
4. 本協議会の将来について

**第25次協議会** 昭和26年10月2日～4日 於東北大学

1. 国立学校設置法, 同施行規則, 国立大学管理法最終案, 大学基準, 大学図書館基  
準案, 国立大学図書館改善協議会等に対する本協議会の方針について

**第26次協議会** 昭和27年10月14日～16日 於九州大学

1. 大学における司書専門職員に技術特殊職に準じた「級別資格基準表」を別途に作
2. 明年度外国雑誌予約方法ノ件 (実務上の問題なので実務部会で取上げられた)
2. 学術団体, 研究所等ヨリ文献ノ調査及び編纂ヲ委嘱セラレシ場合ノ処置方ニ付承

**第27次協議会** 昭和28年9月17日～19日 於北海道大学

1. 大学予算の上に於ける附属図書館経費の確立について
2. 旧制総合大学図書館の特殊事情に基く職員の強化について
3. 大学図書館職員制度の確立と関係法規の改正について
4. 大学図書館の職員に対し「一般技術職員」の「級別資格基準法」を適用し得る様要望すること
5. 勤務評定における「職員の集団」に「司書職員」を設けることについて
6. 文部省委任の事務処理に必要な諸経費の要求について

**第28次協議会** 昭和29年10月21日～23日 於東京大学

1. ここ数年間における当協議会議題中、未だ実現を見ず、而も緊急を要するものを摘出して、強力にその実現を図ること
2. 「国立大学図書館改善要項」4-2の実現を図るため、大学の実情に応じ、図書館職員の一部を教育職員に振替える措置を強く要望すること
3. 大学在学中図書館学を専攻したもの、並びに一定単位を修得したものの採用に対し「教育職員初任給基準表」〔(人事院細則9-8-2, 別表第49)中「大学等の助手」を適用し得るよう実現を図ること
4. 文献複写装置の設備に伴い、図書館に技術職員を確保し得る様実現を図ること

**第29次協議会** 昭和30年9月19日～20日 於名古屋大学

1. 文献複写の共通の諸条件の確立について
2. 大学院をもつ大学の「図書館維持費」を別途考慮方要望することについて
3. 大学図書館職員中に司書官制度の実現を図ることについて
4. 大学新卒業生の図書館への採用に際し、一定条件を充足した単位修得者の優遇措置を図ることについて

**第30次協議会** 昭和31年9月18日～20日 於京都大学

1. 全学図書館行政の一本化について

**第31次協議会** 昭和32年9月25日～26日 於大阪大学

1. 文献複写業務の運営方法の全国的統一について

**第32次協議会** 昭和33年9月30日～10月2日 於九州大学

1. 図書館長が図書館職員（等級別定数上）とみとめる基準の設定について
2. 物品管理法上図書に分類すべき物品の範囲について

**第33次協議会** 昭和34年7月9日～11日 於北海道大学

1. 大学教育に図書館を積極的に参加させる具体的方法について
2. 司書職の問題について  
製するよう人事院と文部省に要望すること
2. 図書館職員の海外視察について
3. 昭和28年度より大学院発足に伴う（研究）図書費増額要求について